

和光市公告第 37 号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第88条第2項の規定により、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の換地計画(第1工区)を公衆の縦覧に供する。ついては、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第55条の2において準用する同令第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、利害関係者は、縦覧に供された換地計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に施行者に意見書を提出することができる。

令和8年8月3日

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表者 和光市長 柴崎 光子



記

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 縦覧期間 | 令和8年8月4日から令和8年8月17日まで |
| 2 縦覧時間 | 午前9時00分から午後4時30分まで |
| 3 縦覧場所 | 和光市下新倉一丁目5番55号
駅北口まちづくり事務所 |